

# 「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討(案)」のパブリック・コメント

## 主な御意見と県の考え方

本資料は、パブリックコメントにおいて、県民より寄せられた御意見に対し、わかりやすく御説明するため、内容ごとに整理分類した上で、県の考え方を示しております。

(平成24年11月27日～平成24年12月26日実施)  
(延べ21名の方々からいただいた御意見)

平成25年2月  
栃木県

論点及び主な意見	県の考え方
<p>1 検討案全般について</p> <p>(1) 今回の検討の趣旨・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思川開発事業に参画するために表流水転換を強要するものである。</li> <li>・思川開発事業の参画と地下水依存度の問題のすり替えであり、地下水依存だけ意見を求めるのは不当である。</li> <li>・思川開発事業の参加を続けるための窮余の策で実現性がない。</li> <li>・思川開発事業の存続を目的としたものなら合理性に欠ける。</li> <li>・思川開発事業の検証課題を乗り切ろうとしており許せない。</li> </ul> <p>等</p> <p>(2) 今回の検討の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表流水源確保の具体策、経費、工程、費用負担等が不明瞭で理解づらいように思える。</li> <li>・表流水を水道水源とするための、費用負担に関する記述がない。</li> <li>・浄水施設等にどれだけの期間と経費がかかるのか明示すべきである。</li> <li>・広域水道は期間、経費面でまったく実現可能性がない。</li> </ul> <p>等</p>	<p>国のダム事業検証の検討にあたり、思川開発事業の「検討の場(幹事会)」において、検討主体である国等から思川開発事業に係る水需要予測に関する追加資料を求められたところである。</p> <p>今回の検討は、これを受けて、</p> <p>① 県南地域の地下水依存度は依然として高く、水の安全保障面で課題がある</p> <p>② 要望水量聴取以来10余年が経過し、各市町の水需給の状況も変化していることが想定される</p> <p>ことから、県南地域の水道水源の現状と課題を踏まえ、将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保するとの視座に立ち、県南地域における水道水源確保について、再検討・整理することとしたものです。</p> <p>今回の検討は、将来にわたり県南地域における安全な水道水の安定供給を確保するため、地下水と表流水のバランスを確保することを基本方針とし、そのための目標年度における地下水の最大取水量を算定することを目的としています。</p> <p>なお、具体策等については、現在、思川開発事業の検証が進められているところであり、その中で予断無く詳細な検討がなされることとなっています。</p> <p>また、水道の広域化事業を進めるに当たっては、今後、関係市町の要請を踏まえ、事業計画の策定等について協議調整していきます。</p>
<p>2 基本方針について</p> <p>(1) 基本方針の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強制的に表流水へ転換を求めるものであり容認できない。</li> <li>・地下水放棄がなぜ安定供給につながるのか。低廉清浄な地下水を放棄すべきでない。</li> <li>・地下水にはメリットがあり、できるだけ地下水を利用すべきである。表流水から地下水への転換を促進すべきである。</li> <li>・人口減少で水需要は減り新たな水源は必要ない。現在水道は足りている。</li> <li>・人口減少、地盤沈下の沈静化、汚染の問題がないことを考えると、地下水依存率が高いことは問題ない。</li> <li>・渇水リスクに備えるなら現有地下水は放棄すべきでない。</li> <li>・水質が安定し低廉な地下水から水質が劣りコストの高い表流水へ切り替える必要はない。</li> <li>・関係市町は水源には余裕があり、これ以上水源を確保することは過剰投資となる。</li> <li>・水源、上水道の設備投資で市民生活に問題が出る。</li> <li>・地下水だけに依存し、備えがないのは問題である。</li> <li>・人口・産業が集積する県南地域の水道水源が、地下水に非常に高く依存しているのは不安と感じる。</li> </ul> <p>等</p>	<p>① 県南地域における地下水依存率は高く、栃木市をはじめとする2市2町は、全量を地下水のみに依存しており、地下水の代替水源としての表流水を全く有していない。</p> <p>② 県南地域においては、地盤沈下や地下水汚染が危惧されており、水道水源を地下水のみに依存し続けることは望ましくない。</p> <p>③ 異常気象による渇水リスクが高まる中、県南地域には水道水源として利用できる水資源開発施設がない。</p> <p>④ 水資源開発には相当な期間を必要とすることから、長期的な展望に立つて、事前対策を講じていく必要がある。</p> <p>との観点から、将来にわたり県南地域における安全な水道水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し、地下水と表流水のバランスを確保することは大変重要であると考えます。</p> <p>なお、地下水は重要な水源であることに変わりはなく、今回の基本方針に基づき、有効かつ適切に利用していきます。</p>

論点及び主な意見	県の考え方
<p>2 基本方針について(続き)</p> <p>(2)地盤沈下について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県南地域の地盤沈下は十分に沈静化している。年間2cmの沈下面積は近年ゼロである。</li> <li>・県南地域の地盤沈下は農業用水の過剰な汲み上げによるもので水道用水ではない。</li> <li>・地下水揚水量のうち水道用水は2割弱のため、水道用地下水の削減を考えるは筋違いである。</li> <li>・農業用水がはるかに多く、水道水源の転換だけで地盤沈下対策にはならない。</li> <li>・適正な揚水規制をすることで地下水は安定的に取水できる。</li> <li>・節水と地下水涵養で地下水を安定的に使い続けることができる。</li> <li>・地下水採取量のうち水道用水が2割弱である事実を隠している。</li> <li>・図表3-24の地盤沈下量のデータは保全地域のもので、本文の表記は不適切である。</li> </ul> <p>等</p> <p>(3)地下水汚染について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚染のリスクは地下水より表流水の方がはるかに大きい。</li> <li>・表流水は汚染されやすく、有害物質の発生、放射能汚染も懸念される。</li> <li>・県南地域の地下水は清浄で汚染の心配はない。</li> <li>・水道水源井戸の汚染の実態はない。県南地域の水道用水の水源は深井戸であり汚染の可能性は低い。</li> <li>・一般井戸の汚染データで誤った印象を与えている。位置や内容等が公表されておらず具体性に欠ける。</li> <li>・地下水を汚染させないように守っていくことが行政の最大の施策である。</li> <li>・地下水の水質が問題なら水源を守るのが筋である。</li> </ul> <p>等</p> <p>(4)渇水について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渇水のリスクは地下水より表流水の方が大きい。</li> <li>・地下水の渇水リスクは非常に小さく支障を来した例はない。</li> <li>・地球温暖化でゲリラ豪雨が目立ってきており、異常渇水を懸念する論拠にならない。</li> <li>・渇水リスクを考慮するなら地下水依存を続けるべきである。</li> <li>・1987年に桐生市で断水があったとする記載は誤りである。</li> </ul> <p>等</p> <p>(5)水利権について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暫定水利権により長年取水できた実績があり、国が不合理な水利権行政を改めることで解決できる。</li> </ul>	<p>県南地域の地盤沈下は、平成9年以降年間2cm以上の沈下が観測されることは少なくなりましたが、地盤沈下は依然として継続しています。</p> <p>今回の検討は、地盤沈下防止の直接的な対策を目的としたものではなく、水質汚染や地盤沈下、渇水など水道水源を取り巻く状況を踏まえ、将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進し、地下水と表流水のバランスを確保するものです。</p> <p>なお、地下水採取量における水道水の割合が明確になるよう、図表3-25を修正するとともに、図表3-24に合わせて本文の内容を修正します。</p> <p>表流水では汚染事故件数が多いものの短期間で収束する傾向があります。これに対し、地下水は、汚染されると長期間にわたり収束しない傾向にあります。</p> <p>水質汚染の状況を踏まえると、将来にわたり安全な水道水を安定的に供給するため、地下水と表流水をバランスよく確保し、地下水汚染等のリスクに対応することは、重要であると考えます。</p> <p>今回の検討は、将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保するため、地下水から表流水への一部転換を促進する上で、渇水への対応を考慮する必要があるという考えを示したものです。</p> <p>年降水量については、長期的なトレンドとして少雨化が進行しており、多雨年と少雨年の変動幅も大きくなっていることから、異常渇水の懸念が増大していると考えています。なお、降水量等のデータについては、現在入手可能な最新のものを使用しています。</p> <p>また、1987年の桐生市の「断水等減圧給水」については、事実関係を再度調査した結果、修正します。</p> <p>暫定水利権は、利根川水系における水需要の急増に対応するため、水源確保の必要な措置を早急に講じることを条件に、やむを得ず許可してきたもので、暫定水利権による取水は、既得の安定水利権に影響を与えないよう、河川の流量が少ないときに取水できないのが原則であると聞いています。</p>

論点及び主な意見	県の考え方
<p>3 検討の対象区域について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県南地域は小山市も含めると地下水依存率の目標値をすでに達成している。</li> <li>・野木町は水道水源の98.6%は表流水で、事業参画の意味はない。</li> </ul> <p>等</p>	<p>今回検討において、目標を設定する対象区域は、県南地域における地下水依存の状況や水道広域化を図る点を勘案し、栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町の2市3町(県南関係市町)としたところです。</p> <p>なお、小山市については、単独で表流水を取水しており、水道の広域化による供給は想定していないため、対象区域としていません。一方、野木町は、地下水依存度は低いものの、水道広域化を図る観点から対象区域としています。</p>
<p>4 地下水と表流水のバランス確保のための目標設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水依存度を他県と比較するのはなじまない。</li> <li>・地下水依存度を隣接地域や他県に合わせて切り下げる必要はない。</li> <li>・将来の地下水状況が把握困難としても、他県のまねをすることがなぜ必要なのか科学的に論証すべきである。</li> <li>・地下水依存率を政策的に定めるという裁量権で判断することは許されない。</li> </ul> <p>等</p>	<p>水道水の供給は、住民の生活の根幹に関わる問題であり、また水資源開発には長期間を要することから、将来においても安全で安定した水道水の供給を行うため、地下水依存率の目標を設定し、事前対策として取り組んでいく必要があります。</p> <p>この目標設定に当たっては、現時点で将来の地下水の状態を把握することが困難であることから、本県の他地域の状況、さらには県南地域と同様な環境にある隣接県の現状や取組状況を参考に、政策的に定めることとしたものです。</p>
<p>5 基本目標及び中間目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標の40%とするのは安易すぎる。</li> <li>・基本目標を達成するための水源を示すべきである。</li> <li>・徐々に様子を見ながら転換していくことは良い。</li> </ul>	<p>基本目標については、現時点における全県下平均的な安全性を確保する観点から設定したものであり、これにより、同様の環境にある隣接する地域と現時点で同等の水準を確保することが可能となります。</p> <p>また、基本目標の達成には多額の費用と長い期間を要するため、段階的な整備が必要であり、さらに段階達成後の状況や成果の検証結果を次の取組に反映させることで効率的な整備が可能となることから、当面、基本目標までの半分を達成することとし、中間目標として設定したところです。これにより、当面、県南地域と同様の環境にある隣接県の地域の中でも、地下水依存率が最も高い群馬県の保全・観測地域と概ね同等の水準とすることが可能となります。</p>
<p>6 需要推計について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減社会になり水需要が増加することはない。</li> <li>・給水人口、生活用水一人一日平均使用水量、営業用水・工業用水、水道普及率、一日最大給水量は過大である。</li> <li>・世帯人口減少に伴う一人当たり使用水量増加について、東京都の事例によることは不当である。</li> <li>・節水型トイレの普及により、水洗化が進んでも水需要は打ち消される。</li> <li>・雨水利用による水道水源使用削減を反映するべきである。</li> <li>・県は、将来水需要が減少することを認めざるを得ない状況となった。</li> </ul> <p>等</p>	<p>今回の水需要推計では、過去の実績の平均値を使用するなど水道施設設計指針等の基準に基づき推計しております。その結果、将来においては人口減少に伴い、水需要は減少するものと見込んでいます。</p> <p>なお、本文中の「水需要を取り巻く他の要因」等については、効果を定量的に見込むことが困難なため、今回の推計値には使用していません。</p>

論点及び主な意見	県の考え方
<p>7 思川開発事業に関連する事項について</p> <p>【県の参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県南地区からの要請も広域的水道整備計画もない状態でのダム計画は理解に苦しむ。</li> <li>・水道事業認可はダム事業参画の必須条件であるが、県はその条件を確保していない。</li> <li>・ダム使用権を確保するだけのダム事業参画は許されない。</li> <li>・思川開発事業の参画量は使う当てのない水源であり、巨額の県税を使うのは許されない。</li> <li>・無駄なダムによる水道事業に反対する。</li> <li>・思川開発事業で表流水を確保すれば浄水の費用が増し水道料金が上がる。</li> <li>・県は思川開発事業から撤退すべきである。</li> </ul> <p>等</p> <p>【思川開発事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南摩ダムは水の溜まらないダムである。</li> <li>・大谷川からの取水中止で水収支が成り立たなくなっている。</li> <li>・19年間で4年3ヶ月が貯水率5%未満になり水収支が成り立たないダムである。</li> <li>・南摩ダムは無用のダムである。費用負担等に納得できない。</li> <li>・南摩ダムは凍結されたはずである。</li> <li>・南摩ダムは地盤沈下対策にならない。</li> <li>・全国のダム事業数の激減でダムが不要不急の事業であることを認識すべきである。</li> <li>・思川開発事業で希少生物が絶滅する。自然を壊し無駄なお金を使うダムはいらない。</li> <li>・思川開発事業の導水管工事で鹿沼市の井戸水や沢水が枯れる。</li> <li>・将来発生が予測されるリスクに対し、表流水利用施設整備が必要と感じる。</li> </ul> <p>等</p>	<p>思川開発事業は、水資源開発促進法4条の規定により決定された「利根川・荒川水資源開発基本計画」に位置付けられ水資源機構により進められている事業であり、栃木県は、県南関係市町における水道水源の確保を図るため、同事業に参画しているところです。</p> <p>水道の広域化事業については、関係市町と協議調整し、それらの要請を踏まえて広域的水道事業計画を策定するとともに、国の認可を得て実施することになります。</p> <p>思川開発事業については、現在、国及び水資源機構において予断なくダム検証の検討を進めているところです。</p>